



定期第151号 令和2年1月10日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
8	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
9	同	同
10	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術支援センター
11	公共測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
3	令和元年10月27日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件	

【収用委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	収用の裁決手続の開始を決定した件	
2	同	
3	同	
4	同	
5	同	
6	同	

【収用委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
7	同		
8	同		
9	同		
10	同		
11	同		
12	同		
13	同		

徳島県告示第八号

大規模小売店舗立地法□平成十年法律第九十一号□第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年一月十日から同年五月十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
アクサス株式会社	徳島市山城西四丁目二番地	久岡 卓司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームキーパーデコール沖浜
所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地

3 変更事項

大規模小売店舗の名称
変更前 ホームセンターナカイ徳島店
変更後 ホームキーパーデコール沖浜

4 変更年月日

平成二十四年九月五日

二 届出年月日

令和元年十二月十一日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年一月十日から同年五月十日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇□八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八□六二一□二三六九

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 意見の内容
(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部

企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第九号

大規模小売店舗立地法□平成十年法律第九十一号□第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
アクサス株式会社	徳島市山城西四丁目二番地	久岡 卓司

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームキーパーデコール沖浜

所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 一、四八九平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 廃止年月日

令和元年十二月三十一日

二 届出年月日

令和元年十二月十一日

徳島県告示第十号

農地中間管理事業の推進に関する法律□平成二十五年法律第一百一号□第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積
株式会社ニッキーフ アーム	徳島市不動北町二丁目 二二七六番地	徳島市国府町北岩延 字下川田一三番一ほ か三筆	三、三三八・〇〇 □平方メートル□
井内 章夫	阿波市市場町大俣字 久光八二番地一	阿波市市場町大俣字 貞久二八一番ほか十 二筆	八、七九〇・七二

二 認可年月日

令和二年一月十日

徳島県告示第十一号

徳島県東部県土整備局長から、令和元年徳島県告示第三百九十四号□公共測量を実施する旨の通知があつた件□で公示した公共測量を令和元年十二月十一日終了した旨の通知があつたので、測量法□昭和二十四年法律第百八十八号□第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により，令和元年10月27日執行の徳島県議会議員補欠選挙（吉野川選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年1月10日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和元年10月27日執行 徳島県議会議員補欠選挙(吉野川選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,364,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	枝澤 幹太	所属党派	無所属	期間	10月10日から 10月31日まで	第1回分
出納責任者氏名	枝澤 幹太					

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
(職業)	家屋費
(寄附額)	選挙事務所費
	405,000 円
	328,328 円
	328,328 円
	0 円
	0 円
	50,000 円
	769,500 円
	54,129 円
	0 円
	307,820 円
	0 円
	22,940 円
その他の寄附	
0 円	
その他の収入	
1,168,217 円	
今回計	1,168,217 円
今回計	1,937,717 円
前回計	0 円
前回計	0 円
総計	1,168,217 円
総計	1,937,717 円

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	71,500 円
	選挙運動用ポスターの作成	698,000 円
	計	769,500 円

報告書受理年月日	令和元年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和元年10月27日執行 徳島県議会議員補欠選挙(吉野川選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,364,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	増富 義明	所属党派	無所属	期間	10月7日から 10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	大谷 巖					

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
(職業)	家屋費
(寄附額)	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雑費
その他の寄附	
0円	
その他の収入	
1,264,108円	
今回計	今回計
1,264,108円	1,744,268円
前回計	前回計
0円	0円
総計	総計
1,264,108円	1,744,268円

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	120,160円
	選挙運動用ポスターの作成	360,000円
	計	480,160円

報告書受理年月日	令和元年11月6日 第1回報告分
----------	------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和元年10月27日執行 徳島県議会議員補欠選挙(吉野川選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,364,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田 益子	所属党派	無所属	期間	10月 1日から 11月 5日まで	第1回分
出納責任者氏名	増富 光					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
吉田 修	医師	20,000 円	人件費	559,251 円
大田 正	無職	100,000 円	家屋費	226,316 円
東条 恭子	県議	300,000 円	選挙事務所費	226,316 円
日野 洋二	店舗賃借	100,000 円	集会会場費	0 円
高井 美穂	県議	100,000 円	通信費	5,906 円
澤田 節子	無職	50,000 円	交通費	0 円
友成 信二	医師	200,000 円	印刷費	228,750 円
加藤 真志	花屋	100,000 円	広告費	489,708 円
松浦 トシ子	無職	20,000 円	文具費	2,934 円
井内 恵子	無職	50,000 円	食糧費	48,022 円
井内 克典	無職	135,000 円	休泊費	0 円
河野 功	無職	135,000 円	雑費	13,369 円
和泉 正治	無職	135,000 円		
阿佐 昌子	無職	90,000 円		
その他の寄附		0 円		
その他の収入		2,000,000 円		
今回計		3,535,000 円	今回計	1,574,256 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		3,535,000 円	総計	1,574,256 円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	99,000 円
	選挙運動用ポスターの作成	129,750 円
	計	228,750 円

報告書受理年月日	令和元年11月11日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月27日執行 徳島県議会議員補欠選挙(吉野川選挙区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,364,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田 益子	所属党派	無所属	期間	11月7日から 11月13日まで	第2回分
出納責任者氏名	増富 光					

収入	支出																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">主たる寄附 (氏名・団体名) 吉田 修</td> <td style="width: 20%;">(職業) 医師</td> <td style="width: 50%;">(寄附額) 2,011 円</td> </tr> </table>	主たる寄附 (氏名・団体名) 吉田 修	(職業) 医師	(寄附額) 2,011 円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">人件費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>家屋費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>選挙事務所費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>集合会場費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: right;">3,459 円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td style="text-align: right;">187,000 円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>文具費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>休泊費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td style="text-align: right;">3,000 円</td> </tr> </table>	人件費	0 円	家屋費	0 円	選挙事務所費	0 円	集合会場費	0 円	通信費	3,459 円	交通費	0 円	印刷費	187,000 円	広告費	0 円	文具費	0 円	食糧費	0 円	休泊費	0 円	雑費	3,000 円
主たる寄附 (氏名・団体名) 吉田 修	(職業) 医師	(寄附額) 2,011 円																										
人件費	0 円																											
家屋費	0 円																											
選挙事務所費	0 円																											
集合会場費	0 円																											
通信費	3,459 円																											
交通費	0 円																											
印刷費	187,000 円																											
広告費	0 円																											
文具費	0 円																											
食糧費	0 円																											
休泊費	0 円																											
雑費	3,000 円																											
その他の寄附	0 円																											
その他の収入	0 円																											
今回計	2,011 円																											
前回計	3,535,000 円																											
総計	3,537,011 円																											
	今回計 193,459 円																											
	前回計 1,574,256 円																											
	総計 1,767,715 円																											

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	99,000 円
	選挙運動用ポスターの作成	129,750 円
	計	228,750 円

報告書受理年月日	令和元年11月15日 第2回報告分
----------	-------------------

徳島県収用委員会告示第一号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

七番二五	地番	地目	地積		決定した土地の面積
			土地登記簿上の地積	実測地積	
原野			五二五 平方メートル	不明	三八・一三 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
地役権

大野原桑畑用水協議会 会長 七條 宜浩

徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

- 櫻井 トラノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
 - 櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
 - 櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
 - 櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
 - 櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地
- 共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□櫻井 半平 法定相続人
- 法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二□五□三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三□六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一□七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲町二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一

永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八〇一〇〇一号 デイアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第二号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
八番四七	畑	五一五 平方メートル	不明
			二・四〇 平方メートル
			決定した土地の面積

- 四 土地所有者の氏名、住所等
小出 勝美 徳島県阿南市上中町南島一六五番地一
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

徳島県収用委員会告示第三号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
八番一五三	雑種地	六・六一 平方メートル	不明	二・一一 平方メートル

- 四 土地所有者の氏名、住所等
阿南市 代表者 阿南市長 表原 立麿 徳島県阿南市富岡町トノ町一二番地三
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

徳島県収用委員会告示第四号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四二一	畑	二九七 平方メートル	不明	五四・八〇 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、土地登記記録名義人□亡□清原 政太郎 法定相続人

法定相続分三十分の一

谷口 富志子 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分三十分の一

森 博子 香川県高松市郷東町五八七番地五二

法定相続分三十分の一

谷口 早苗 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分六十分の一

亀岡 一郎 徳島県徳島市勝占町外敷地一六番地の二〇

第一七柴田マンション六〇一号室

法定相続分六十分の一

亀岡 史子 徳島県小松島市中田町字奥林八番地の九

法定相続分十八分の一

清原 喜美代 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地

法定相続分十八分の一

清原 和夫 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地

法定相続分十八分の一
佐藤 恵美 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚二七一番地
法定相続分十二分の一
清原 ひとみ 兵庫県伊丹市荒牧五丁目一三番八〇三〇二号
法定相続分十二分の一
清原 宜浩 大阪府豊能郡能勢町森上一八七番地の一七
法定相続分七十二分の一
新居 久子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
新居 善一 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
北村 洋子 大阪府河内長野市清見台二丁目一七番一二号
法定相続分七十二分の一
定作 欽治 徳島県徳島市南田宮四丁目四番三三号
法定相続分七十二分の一
定作 俊英 徳島県板野郡上板町神宅字堂床三一番地二七
法定相続分三十六分の一
新居 俊彦 徳島県板野郡北島町鯛浜字原一六六番地六
法定相続分三十六分の一
久保 モトエ 徳島県阿南市十八女町宮ノ前一三二番地
法定相続分七十二分の一
新居 直子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字寺ノ岡三二番地三
法定相続分七十二分の一
竹藤 悦子 広島県呉市焼山宮ヶ迫二丁目二四番四号
法定相続分三十六分の一
新居 春雄 愛媛県松山市松末二丁目六番四号
法定相続分十八分の一
田中 啓美 徳島県阿南市新野町馬場四二番地四
法定相続分十八分の一
笠原 政子 香川県高松市川島東町二一三九番地二六
法定相続分十八分の一
戸田 正三 徳島県阿南市桑野町山路五七番地
法定相続分二十四分の一
高橋 昇 大阪府高槻市松が丘四丁目三三番二号
法定相続分二十四分の一
高橋 房江 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目四番五〇九〇一号
法定相続分二十四分の一
大津 花子 東京都台東区鳥越一丁目二二番五号 U c o u r t 新御徒町六〇二
法定相続分二十四分の一
垂見 芳子 大阪府大阪市鶴見区諸口二丁目五番五〇五〇二号

法定相続分三十分の一

松下 正子 愛媛県松山市吉藤四丁目一番一五号

又は、

服部 弘 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

徳島県収用委員会告示第五号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 七番一四二 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四二は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四二は二九七 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	三〇・二八 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四二の土地登記記録名義人□亡□清原 政太郎 法定相続人

法定相続分三十分の一

谷口 富志子 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分三十分の一

森 博子 香川県高松市郷東町五八七番地五二

法定相続分三十分の一

谷口 早苗 徳島県徳島市昭和町五丁目一八番地の六徳島セントポリア五〇五号室

法定相続分六十分の一

亀岡 一郎 徳島県徳島市勝占町外敷地一六番地の二〇

第一七柴田マンション六〇一号室

法定相続分六十分の一

亀岡 史子 徳島県小松島市中田町字奥林八番地の九

法定相続分十八分の一
清原 喜美代 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地
法定相続分十八分の一
清原 和夫 徳島県阿南市下大野町太平一〇四番地
法定相続分十八分の一
佐藤 恵美 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚二七一番地
法定相続分十二分の一
清原 ひとみ 兵庫県伊丹市荒牧五丁目一三番八〇三〇二号
法定相続分十二分の一
清原 宜浩 大阪府豊能郡能勢町森上一八七番地の一七
法定相続分七十二分の一
新居 久子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
新居 善一 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字大屋敷一七番地
法定相続分百四十四分の一
北村 洋子 大阪府河内長野市清見台二丁目一七番一二号
法定相続分七十二分の一
定作 欽治 徳島県徳島市南田宮四丁目四番三三三号
法定相続分七十二分の一
定作 俊英 徳島県板野郡上板町神宅字堂床三一番地二七
法定相続分三十六分の一
新居 俊彦 徳島県板野郡北島町鯛浜字原一六六番地六
法定相続分三十六分の一
久保 モトエ 徳島県阿南市十八女町宮ノ前一三二番地
法定相続分七十二分の一
新居 直子 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字寺ノ岡三二番地三
法定相続分七十二分の一
竹藤 悦子 広島県呉市焼山宮ヶ迫二丁目二四番四号
法定相続分三十六分の一
新居 春雄 愛媛県松山市松末二丁目六番四号
法定相続分十八分の一
田中 啓美 徳島県阿南市新野町馬場四二番地四
法定相続分十八分の一
笠原 政子 香川県高松市川島東町二一三九番地二六
法定相続分十八分の一
戸田 正三 徳島県阿南市桑野町山路五七番地
法定相続分二十四分の一
高橋 昇 大阪府高槻市松が丘四丁目三三番二号
法定相続分二十四分の一
高橋 房江 大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目四番五〇九〇一号

法定相続分二十四分の一
大津 花子 東京都台東区鳥越一丁目二番五号 U c o u r t 新御徒町六〇二
法定相続分二十四分の一

垂見 芳子 大阪府大阪市鶴見区諸口二丁目五番五〇五〇二号

法定相続分三十分の一

松下 正子 愛媛県松山市吉藤四丁目一番一五号

又は、

服部 弘 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳記載名義人□亡□櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智枝 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 敏明 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 智代 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

櫻井 國臣 存否不明 最後の本籍地 徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳記載名義人□亡□櫻井 半平 法定相続人

法定相続分二分の一

櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

法定相続分二分の一

櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシティ東望一三〇三号

共有持分四分の一 旧土地台帳記載名義人□亡□笠井 喜太郎 法定相続人

法定相続分十五分の一

笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二〇五〇三一四

法定相続分十五分の一

佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三〇六〇二号

法定相続分十五分の一

永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一〇七〇二号

法定相続分二十五分の一

笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号

法定相続分二十五分の一

駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一一番地一

法定相続分二十五分の一

笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五

法定相続分十分の一

笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一番二〇号

法定相続分二十分の一

山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号

法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲町二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番三二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一番七号
法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八〇一〇〇一号 デイアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地ニサンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第六号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番一四三	畑	三六三 平方メートル	不明	二九九・五五 平方メートル
決定した土地の面積				

- 四 土地所有者の氏名、住所等
大宮 敏彦 徳島県阿南市上中町南島一五一番地
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

徳島県収用委員会告示第七号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 七番一四三 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四三は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四三は三六三 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	三二・四四 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四三の土地所有者

大宮 敏彦 徳島県阿南市上中町南島一五一番地

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人□亡□櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□櫻井 半平 法定相続人
法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
法定相続分二分の一
櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二□五□三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三□六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一□七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲町二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一一番七号

法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八〇一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第八号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積	
		土地登記簿上の地積	実測地積
七番一四四	畑	二九四 平方メートル	不明
		決定した土地の面積 二五五・九一 平方メートル	

- 四 土地所有者の氏名、住所等
岡久 一憲 徳島県阿南市長生町諏訪ノ端一三番地一
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

徳島県収用委員会告示第九号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 七番一四四 又は 七番二五	不明 ただし 七番一四四は畑 又は 七番二五は原野	不明 ただし 七番一四四は二九四 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	一・四〇 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、七番一四四の土地所有者

岡久 一憲 徳島県阿南市長生町諏訪ノ端一三番地一

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳登録名義人□亡□櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□櫻井 半平 法定相続人
法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
法定相続分二分の一
櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二□五□三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三□六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一□七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲町二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中西 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中西 久 大阪府松原市天美西一丁目一一番七号

法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八〇一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番二二	畑	九〇九 平方メートル	不明	四五七・一〇 平方メートル
八番四五	田	一、二四六 平方メートル	不明	二三一・四八 平方メートル
決定した土地の面積				

- 四 土地所有者の氏名、住所等
服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

徳島県収用委員会告示第十一号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
不明 ただし 八番四五 又は 七番二五	不明 ただし 八番四五は田 又は 七番二五は原野	不明 ただし 八番四五は一、二四六 平方メートル 又は 七番二五は五二五 平方メートル	不明	二八・六〇 平方メートル

四 土地所有者の氏名、住所等

別記のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年十二月二十日

別記

土地所有者の氏名、住所等

不明 ただし、八番四五の土地所有者

服部 芳文 徳島県阿南市下大野町渡り上り八番地一八二

又は、七番二五の土地所有者

共有持分四分の一

七條 宜浩 徳島県阿南市下大野町渡り上り二八九番地二

共有持分四分の一 旧土地台帳記載名義人□亡□櫻井 貞藏 法定相続人

右記のうち、判明している相続人

櫻井 トヲノ	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智枝	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 敏明	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 智代	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地
櫻井 國臣	存否不明	最後の本籍地	徳島県阿南市上中町岡四二六番地

共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□櫻井 半平 法定相続人
法定相続分二分の一
櫻井 一助 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
法定相続分二分の一
櫻井 民子 長崎県長崎市田中町二五六番地一 ジュエルシテイ東望一三〇三号
共有持分四分の一 旧土地台帳登載名義人□亡□笠井 喜太郎 法定相続人
法定相続分十五分の一
笠井 秀子 東京都国立市富士見台二丁目四六番地二□五□三一四
法定相続分十五分の一
佐藤 紀美子 神奈川県横浜市港北区日吉五丁目一四番三□六〇二号
法定相続分十五分の一
永尾 睦子 東京都大田区南雪谷一丁目二番一□七〇二号
法定相続分二十五分の一
笠井 庄二 滋賀県大津市大平二丁目一六番一〇号
法定相続分二十五分の一
駒津 ナツエ 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字田中三一番地一
法定相続分二十五分の一
笠井 稔 徳島県阿南市上中町岡二九七番地五
法定相続分十分の一
笠井 房子 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分二十分の一
山本 節子 広島県大竹市御園台一番一五号
法定相続分二十分の一
笠井 正行 広島県大竹市元町一丁目一一番二〇号
法定相続分百分の一
笠井 和代 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分二百分の三
池田 マリ子 徳島県徳島市中洲町二丁目二六番地の一
法定相続分二百分の三
笠井 浩司 徳島県阿南市上中町岡四一〇番地
法定相続分四十分の一
中西 大造 大阪府大阪市此花区春日出北二丁目一八番二二号
法定相続分四十分の一
久保 隆 大阪府八尾市沼二丁目五五番地
法定相続分二十分の一
中西 昌徳 大阪府南河内郡太子町大字春日九八番地の二二三
法定相続分二十分の一
中面 弘恵 兵庫県三田市けやき台三丁目三〇番地一
法定相続分二十分の一
中面 久 大阪府松原市天美西一丁目一一番七号

法定相続分百分の一
笠井 ヨリ子 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分百分の三
笠井 さつき 徳島県阿南市上中町岡四九〇番地一九
法定相続分三十百分の一
永尾 豊恵 徳島県阿南市富岡町トノ町二八番地一
法定相続分九十百分の一
正田 ゆかり 静岡県富士市水戸島元町一三番八〇一〇〇一号ディアステージ富士
法定相続分九十百分の一
永尾 正男 神奈川県川崎市中原区新丸子町七五二番地二サンリーチ小野四〇二
法定相続分九十百分の一
永尾 通敏 徳島県阿南市富岡町木松二三番地三
法定相続分八十分の一
良 圭司 大阪府交野市倉治七丁目二三番八号
法定相続分七百二十百分の十三
松浦 真知子 徳島県那賀郡那賀町和食字町三五番地
法定相続分七百二十百分の十三
井村 恵津子 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六
法定相続分七百二十百分の十三
井村 光洋 徳島県阿南市学原町烏帽子池七番地六

徳島県収用委員会告示第十二号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番九〇	畑	九一二 平方メートル	不明	四八五・〇四 平方メートル

- 四 土地所有者の氏名、住所等
東 栄子 徳島県阿南市上中町南島一五三番地
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日

徳島県収用委員会告示第十三号

土地収用法□昭和二十六年法律第二百十九号□第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事□渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで□
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番九一	畑	九一二 平方メートル	不明	四五七・八〇 平方メートル
決定した土地の面積				

- 四 土地所有者の氏名、住所等
清原 繁彰 徳島県阿南市下大野町松ノ本一番地四
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日